

# 令和4年10月・11月実施!!

## マイナンバーカード申請・交付のための臨時窓口を開設します!

町では、開庁時にお仕事などでマイナンバーカードの申請や受け取りが困難な方のために、臨時窓口を開設しています。

令和4年6月末より開始されたマイナポイント事業の対象となるマイナンバーカード申請期限が令和4年9月末から令和4年12月末に延長されました。

今後、益々便利になるマイナンバーカードをこの機会にぜひ取得しましょう。また写真の無料撮影サービスやマイナポイントの設定支援サービスも行っています。



- <期日> 令和4年10月23日(日)  
11月3日(木)、27日(日)
- <時間> 午前9時～午後1時  
※11月3日(木)のみ午前9時～午後4時
- <場所> 川北町役場1階住民課窓口

11月3日(木)開催の「川北町文化祭」に合わせてマイナンバーカード臨時窓口を行います。



<必要な持ち物> (平日の開庁時と変わりません)

### ◆マイナンバーカードの申請のみの方 (後日、来庁しての受け取りが必要です)

- 本人確認書類 (下記Aから1点またはBから2点)
- 個人番号カード交付申請書 (お持ちでない場合は、窓口で発行します)

### ◆マイナンバーカードの申請及び本人限定受取郵便でのカード受け取りを希望される方

(郵便でカードが受け取れます ご本人の来庁が必要です)

- 通知カード ○住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
- 本人確認書類 (下記Aから2点またはA・Bから1点ずつ)
- 個人番号カード交付申請書 (お持ちでない場合は、窓口で発行します。)

### ◆マイナンバーカード申請済みでカードの受け取りの方 (ご本人の来庁が必要です)

- 交付通知書 (ハガキ) ○通知カード ○住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
- 本人確認書類 (下記Aから1点またはBから2点)

(参考) 本人確認書類

|   |   |
|---|---|
| A | 運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・パスポート・身体障害者手帳・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)。在留カード など |
| B | 健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・医療受給者証・年金手帳・学生証・社員証 など                                  |

※役場庁舎の開庁時にも、もちろん申請、交付手続きができます。(無料の写真撮影サービスも行っています。)

※電子証明書も更新やマイナンバーカードに関連した各種設定支援も行っています。

※マイナンバーカードは、郵便のほか、スマートフォンやパソコン、証明用写真機でも申請ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

※ 臨時窓口開庁時に、住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行も行っております。  
平日の開庁時に利用できない方は、ぜひ日曜日臨時窓口開庁時にご利用ください。

<お問い合わせ先> 川北町役場住民課 TEL 076-277-1126